

議案第 20 号

日出町介護保険条例等の一部改正について

日出町介護保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町介護保険条例等の一部を改正する条例

(日出町介護保険条例の一部改正)

第 1 条 日出町介護保険条例（平成 12 年日出町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同項第 1 号中「34,100 円」を「34,900 円」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「51,200 円」を「52,400 円」に改め、同項第 4 号中「57,400 円」を「58,700 円」に改め、同項第 5 号中「68,300 円」を「69,900 円」に改め、同項第 6 号中「82,000 円」を「83,900 円」に改め、同項第 7 号中「88,900 円」を「90,900 円」に改め、同項第 8 号中「102,500 円」を「104,900 円」に改め、同項第 9 号中「116,200 円」を「118,900 円」に改め、同項第 10 号中「136,700 円」を「139,800 円」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同項第 2 号中「200 万円」を「210 万円」に改め、同項第 3 号中

「３００万円」を「３２０万円」に改め、同条第３項中「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度までの各年度」に改め、同項第１号中「２０,５００円」を「２０,９００円」に改め、同項第２号中「３４,１００円」を「３４,９００円」に改め、同項第３号中「４７,８００円」を「４８,９００円」に改める。

第５条第１項中「、地方税法」を「地方税法」に改め、「合計所得金額」の次に「(租税特別措置法(昭和３２年法律第２６号)第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)」を加える。

附則第２条第１項中「(昭和３２年法律第２６号)」を削る。

(日出町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第２条 日出町介護保険条例の一部を改正する条例（平成３１年日出町条例第５号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成３１年度分」を「令和元年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

- １ この条例は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- ２ この条例による改正後の日出町介護保険条例第２条の規定は、令和３年度分の保険料率から適用し、令和２年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

理 由

第８期介護保険事業計画の策定に併せ、介護保険料を改定し、及び介護保険

法施行令の改正に伴い、条例を改正したいので提出する。